

## 公 示 送 達 書

令和 8 年 6 月 22 日付けをもって発付した下記の者に係る書類（通知書）は、送達を受けるべき者の住所、居所、事務所又は事業所が不明のため送達ができないもので、当税制収納課で保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 8 月 20 日

廿日市市長 松本 太郎



| 番号 | 送達すべき書類の名称                                    | 送達を受けるべき者          |            |
|----|-----------------------------------------------|--------------------|------------|
|    |                                               | 住所(所在地) ※表示していません。 | 氏名(名称)     |
| 1  | 地方税法第458条第1項の規定に基づく書類（令和8年度 軽自動車税 全期分）        |                    | 栗栖 圭介      |
| 2  | 地方税法第458条第1項の規定に基づく書類（令和8年度 軽自動車税 全期分）        |                    | ヘンダーソン 真鈴  |
| 3  | 地方税法第458条第1項の規定に基づく書類（令和8年度 軽自動車税 全期分）        |                    | 藤安 来輝      |
| 4  | 地方税法第458条第1項の規定に基づく書類（令和8年度 軽自動車税 全期分）        |                    | 白木 ちつる     |
| 5  | 地方税法第371条第1項の規定に基づく書類（令和8年度 固定資産税・都市計画税 第1期分） |                    | 白木 ちつる     |
| 6  | 地方税法第458条第1項の規定に基づく書類（令和8年度 軽自動車税 全期分）        |                    | 山根 リエ      |
| 7  | 地方税法第458条第1項の規定に基づく書類（令和8年度 軽自動車税 全期分）        |                    | 吉良 勇人      |
| 8  | 地方税法第371条第1項の規定に基づく書類（令和8年度 固定資産税・都市計画税 第1期分） |                    | 安来ハネー 株式会社 |
| 9  | 地方税法第371条第1項の規定に基づく書類（令和8年度 固定資産税・都市計画税 第1期分） |                    | 有限会社 佐伯製袋  |
| 10 | 地方税法第371条第1項の規定に基づく書類（令和8年度 固定資産税・都市計画税 第1期分） |                    | 株式会社 サンセット |

＜備 考＞ 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

（帳票整理番号：0000000000000098769）

# 公 示 送 達 書

令和 8 年 6 月 22 日付けをもって発付した下記の者に係る書類（通知書）は、送達を受けるべき者の住所、居所、事務所又は事業所が不明のため送達ができないもので、当税制収納課で保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 8 月 20 日

廿日市市長 松本 太郎



| 番号 | 送達すべき書類の名称                                    | 送達を受けるべき者          |            |
|----|-----------------------------------------------|--------------------|------------|
|    |                                               | 住所(所在地) ※表示していません。 | 氏名(名称)     |
| 1  | 地方税法第458条第1項の規定に基づく書類（令和8年度 軽自動車税 全期分）        |                    | 谷 貴音       |
| 2  | 地方税法第458条第1項の規定に基づく書類（令和8年度 軽自動車税 全期分）        |                    | 中本 昭則      |
| 3  | 地方税法第458条第1項の規定に基づく書類（令和8年度 軽自動車税 全期分）        |                    | 中本 昭則      |
| 4  |                                               | 欠番                 |            |
| 5  | 地方税法第371条第1項の規定に基づく書類（令和8年度 固定資産税・都市計画税 第1期分） |                    | 株式会社 プラスワン |
| 6  | 地方税法第458条第1項の規定に基づく書類（令和8年度 軽自動車税 全期分）        |                    | 村上 和彦      |
| 7  | 地方税法第371条第1項の規定に基づく書類（令和8年度 固定資産税・都市計画税 第1期分） |                    | 上野 浩司      |
| 8  | 地方税法第371条第1項の規定に基づく書類（令和8年度 固定資産税・都市計画税 第1期分） |                    | 松山 愛       |
| 9  | 地方税法第458条第1項の規定に基づく書類（令和8年度 軽自動車税 全期分）        |                    | 三浦 理人      |
| 10 | 地方税法第458条第1項の規定に基づく書類（令和8年度 軽自動車税 全期分）        |                    | 鷺田 龍樹      |

＜備 考＞ 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

（帳票整理番号：0000000000000098770）

## 公 示 送 達 書

令和 8 年 6 月 2 2 日付けをもって発付した下記の者に係る書類（通知書）は、送達を受けるべき者の住所、居所、事務所又は事業所が不明のため送達ができないもので、当税制収納課で保管し、いつでも、送達を受けるべき者に交付する。

令 和 8 年 8 月 20 日

廿日市市長 松本 太郎



| 番号 | 送達すべき書類の名称                                    | 送達を受けるべき者          |        |
|----|-----------------------------------------------|--------------------|--------|
|    |                                               | 住所(所在地) ※表示していません。 | 氏名(名称) |
| 1  | 地方税法第458条第1項の規定に基づく書類（令和8年度 軽自動車税 全期分）        |                    | 佐村 博和  |
| 2  | 地方税法第371条第1項の規定に基づく書類（令和8年度 固定資産税・都市計画税 第1期分） |                    | 高橋 賢仁  |
| 3  | 地方税法第371条第1項の規定に基づく書類（令和8年度 固定資産税・都市計画税 第1期分） |                    | 瀬戸 昇   |
| 4  | 以下空白                                          |                    |        |
| 5  |                                               |                    |        |
| 6  |                                               |                    |        |
| 7  |                                               |                    |        |
| 8  |                                               |                    |        |
| 9  |                                               |                    |        |
| 10 |                                               |                    |        |

＜備 考＞ 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

（帳票整理番号：0000000000000098771）

## 公 示 送 達 書

令和 8 年 7 月 2 1 日付けをもって発付した下記の者に係る書類（通知書）は、送達を受けるべき者の住所、居所、事務所又は事業所が不明のため送達ができないもので、当税制収納課で保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令 和 8 年 8 月 20 日

廿日市市長 松本 太郎



| 番号 | 送達すべき書類の名称                             | 送達を受けるべき者          |        |
|----|----------------------------------------|--------------------|--------|
|    |                                        | 住所(所在地) ※表示していません。 | 氏名(名称) |
| 1  | 地方税法第329条第1項の規定に基づく書類（令和8年度 市県民税 第1期分） |                    | 山口 翔太  |
| 2  | 以下余白                                   |                    |        |
| 3  |                                        |                    |        |
| 4  |                                        |                    |        |
| 5  |                                        |                    |        |
| 6  |                                        |                    |        |
| 7  |                                        |                    |        |
| 8  |                                        |                    |        |
| 9  |                                        |                    |        |
| 10 |                                        |                    |        |

<備 考> 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

(帳票整理番号：0000000000000098772)